

## 水巻町国民健康保険事業特別会計「赤字解消基本計画」

### 1. 基本方針

#### (1) 計画の目的

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っており、住民に対する医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している。また、本町においても、国民健康保険制度の適正な運営に努めているところである。しかし、国民健康保険は、総体的に高齢者の割合が高く医療費水準が高い一方で、無職の割合が高く所得水準が低いために保険料（税）収入が得にくいといった構造的な課題を抱えており、その財政運営は厳しく、毎年、実質的な赤字運営となっている。

当町の平成28年度決算では、社会保険の拡大や薬価の見直し等により収支は好転し、27年度の実質赤字1億8千6百万円に対し6千7百万円弱まで赤字が減少したが、国保中央会によると、平成29年度以降は、例年並みの医療費の伸びに戻るものと予想されている。このように全国的にも厳しい財政運営が続くと予測される中、平成30年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとされた。また、この国保の県単位化では、各都道府県で運営方針を策定することになるが、その方針の一部として財政収支の改善を図る必要から各市町村における財政赤字の解消が盛り込まれる予定である。そのため、対象となる市町村では、30年度以降の赤字解消に向けた計画を策定する必要があることから、例年、一般会計から赤字補填を行っている本町の国民健康保険事業特別会計財政運営の指針として、実質的な赤字運営の解消を図るため、水巻町国民健康保険事業特別会計赤字解消基本計画を策定することにしたものである。

#### (2) 取組の基本方針

国民健康保険の赤字解消については、新制度における財政運営の改善方針から、収支の均衡を図るための方策とされており、一般会計からの赤字補填のための繰入解消を目的に、従前から行っている収納対策の強化等による歳入の確保、医療費適正化による歳出の抑制をはじめ、適正な保険税設定を行うことにより実施するものとする。

### (3) 期間

福岡県の国保運営方針における赤字解消の目標年次では6年を目安に解消・削減するものとされているが、各市町村の個別の状況に応じて、目標年次を設定することも可能とされていることから、制度改正に伴い被保険者の急激な負担増とならないよう平成30年度から平成39年度までの10カ年を対象とする。

#### 2. 過去5年の累積赤字等の状況

水巻町は、繰上充用は行わず、一般会計からの法定外繰入金と給付費支払準備基金の取り崩しにより決算補填を行うことで単年度収支は黒字決算となっており、累積赤字は発生していないが、各年度の実質赤字額は、平成25年度が89,645,873円、平成26年度が180,552,625円、平成27年度が186,081,548円、平成28年度が66,933,880円、平成29年度（見込）は201,567,000円となっている。

#### 3. 前年及び過去年度の単年度実質赤字の要因

平成20年度の制度改正に伴う医療分、支援金分、介護分の保険税率を設定したことにより平成21年度は、一時的に実質赤字が解消されたが、次年度以降は医療費の高度化等の要因による1人当たり医療費の増加により、実質赤字が続いている。

一般会計からの法定外繰入金については、毎年、給付費支払準備基金の取り崩しと共に多額の繰入を行うことにより会計上は単年度黒字となっているが、社会保険の拡大や高額薬価の見直し等により収支が好転した平成28年度も含め、実質的には毎年、赤字となっており、平成29年度においても補助金や交付金等の減少などにより法定外繰入を余儀なくされている。

#### 4. 30年度以降の財政収支見込（財政シミュレーション）

別紙のとおり（保険給付費を除く事業収支であり、特に赤字解消の取組みは行わず、39年度で決算補填目的の繰入れのみ解消した場合の収支推計値）

#### 5. 計画期間中の赤字解消の取組み

被保険者の急激な負担とならないよう平成30年度以降も一般会計からの法定

外繰入を行うが、事業費納付金をはじめとする国保事業費に見合った保険税水準に近づけていくため、制度移行初年度（平成30年度）を除き毎年、保険税率を見直すことで赤字補填と制度改正に伴う負担増加分を賄える財政基盤を構築していき、計画最終年度の平成39年度までに実質赤字を解消する。

## 6. 各年度の具体的な施策ごとの赤字解消方法

### (1) 保険税の算定・賦課の適正化及び収納率向上による計画的な赤字の解消

適正な事業費予測と予定収納率をもとに、各年度の保険税率を設定し、その収納額を確保することにより計画的な赤字解消を行う。

具体的には、平成31年度から毎年、医療分、支援金分及び介護分の賦課額毎に所得割、均等割及び平等割の賦課割合によって適正な保険税率の設定を行い、市町村標準保険料率に近づけていき、計画最終年度までに一般会計からの赤字繰入に依存することなく保険税をはじめとする国保会計独自の財源により事業費を賄うことをもって赤字を解消する。

### (2) 累積赤字解消のための財源

当町は、現時点で累積赤字を抱えていないが、繰上充用等を行わないことを基本とし、単年度の実質赤字を縮小していくものとする。

### (3) 医療費適正化の取組み

従前から取り組んでいる後発医薬品の推進としての差額通知（毎月）や医療費通知（偶数月）、第三者行為による給付費の回収、レセプト点検をはじめ、特定健診、保健指導の実施を強化し、事業費納付金に反映される医療費水準を抑える事で支出面の適正化を推進し赤字解消に取り組む。

平成 30 年 2 月